

県北広域振興局長告示第42号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成24年7月31日

県北広域振興局長 松岡 博

介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371300310	有限会社アーヴェリック	ふくおかヘルパーステーション	二戸市福岡字上町8番地アーヴェリック上町2階	平成24年7月31日